

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学 中期目標期間の 業務実績評価（期間評価）実施要領（改正案）

第 1 趣旨

この要領は、山陽小野田市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「法人」という。）の中期目標期間の業務実績に関する評価（以下「期間評価」という。）を適切に行うため、「公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学業務実績の評価に対する基本的な考え方」を踏まえ、評価の実施に関して必要な事項を定めるものである。

第 2 評価の目的

期間評価は、法人の業務運営の自主的かつ継続的な見直し・改善を促し、もって、法人の業務の質的向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資することを目的として行う。

第 3 評価の基本方針

期間評価は、中期目標の達成状況を確認する観点から行い、評価に当たっては、総合的かつ効率的に行うこととする。

なお、評価の際は、法人の教育研究の特性や業務運営の自主性・自律性に配慮するとともに、評価を通じて、法人の中期目標の達成状況を市民に分かりやすく示すよう努めるものとする。

第 4 期間評価の実施時期

期間評価は、当該中期目標期間終了後、概ね 5 か月以内に実施するものとする。

第 5 期間評価の実施方法

1 評価手法

期間評価は、その目的を効率的かつ効果的に達成するため、法人が中期計画に係る業務実績に基づいて行う自己評価結果を踏まえ、大項目別に評価の上、中期目標の達成状況について総合的な評価（全体評価）を行う。

2 評価項目

評価項目は、別表 1 または別表 3 のとおりとする。

3 評価基準

評価に当たっては、別表 2 または別表 4 の取扱いを基本に、取組状況や外的要因等、それぞれの状況を総合的に勘案して評価するものとする。

4 評価の手順

(1) 法人による実績報告・自己評価

法人は、別表 1 に定める中期計画の大項目ごとに業務実績を取りまとめ、

別表2に定める評価基準により自己評価を行った上、業務実績報告書を作成し、中期目標期間終了後3か月以内に評価委員会に提出する。

(2) 評価委員会による検証・評価

ア 大項目別評価

評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書について、法人関係者からのヒアリング等により検証の上、別表3に定める大項目ごとに、別表4に定める評価基準により、評価する。

イ 全体評価

評価委員会は、大項目別評価の結果を踏まえ、別表4に定める評価基準により、中期目標の全体的な達成状況を総合的に勘案して評価する。

5 評価書の作成

(1) 評価書原案の作成及び法人からの意見の聴取

評価委員会は、評価の透明性・正確性を確保するため、上記4に定める手順によって評価した結果を取りまとめ、評価書原案を作成し、法人に提示する。

法人は、評価書原案に対する意見を書面により評価委員会に申し出るものとする。

(2) 評価書の確定

評価委員会は、評価書原案に対する法人からの意見を踏まえ、必要に応じて法人関係者の説明を受けた後、当該意見の適否を審議し、当該案に修正を加える等により評価書を確定する。

第6 評価結果の取扱い

1 評価結果の通知及び公表

評価委員会は、評価書を作成したときは、遅滞なく当該評価書を法人及び山陽小野田市長に送付するとともに山陽小野田市ホームページ等で公表する。

2 評価結果の活用・反映

法人は、評価結果を自らの業務運営等の見直し又は改善に活用・反映させていくものとする。

第7 評価方法の継続的な見直し

この要領については、期間評価の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、評価の実施に必要な事項は、評価委員会が別に定める。

附 則

1) この実施要領は、令和4年6月21日から施行する。

2) この実施要領は、令和5年●月●日から施行する。

別表1 期間評価における自己評価項目

評 価 項 目	
中期計画における6つの大項目	
I.	教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置
II.	地域社会との連携、地域貢献に関する目標を達成するための措置
III.	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置
IV.	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
V.	自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置
VI.	その他業務に関する重要目標を達成するための措置

別表2 期間評価における自己評価基準

評 定	評 語
A	中期目標の達成状況は良好である
B	中期目標の達成状況は概ね良好である
C	中期目標の達成状況はやや不十分である
D	中期目標の達成状況は不十分である

別表3 期間評価における評価項目

評価区分	評 価 項 目
大項目別 評 価	I. 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置
	II. 地域社会との連携、地域貢献に関する目標を達成するための措置
	III. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置
	IV. 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

	V. 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置
	VI. その他業務に関する重要目標を達成するための措置
全体評価	中期目標全体の達成状況

別表4 期間評価における評価基準

評価区分	評定	評 語	評価の目安
大項目別 評 価	A	中期目標の達成状況は良好である	これまでに評価を行った中期計画の各年度計画進捗状況を総合的に勘案し、評価
	B	中期目標の達成状況は概ね良好である	
	C	中期目標の達成状況はやや不十分である	
	D	中期目標の達成状況は不十分である	
全体評価		中期目標の達成状況は良好である	大項目別評価を総合的に勘案し、評価
		中期目標の達成状況は概ね良好である	
		中期目標の達成状況はやや不十分である	
		中期目標の達成状況は不十分である	

「公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学 中期目標期間の業務実績評価（期間評価）実施要領」改正に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="172 325 1397 405">公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学 中期目標期間の業務実績評価（期間評価）実施要領</p> <p data-bbox="172 457 341 491">第 1 趣旨</p> <p data-bbox="240 499 1454 751">この要領は、山陽小野田市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「法人」という。）の中期目標期間の業務実績に関する評価（以下「期間評価」という。）を適切に行うため、「公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学業務実績の評価に対する基本的な考え方」を踏まえ、評価の実施に関して必要な事項を定めるものである。</p> <p data-bbox="172 892 460 926">第 2 ～ 第 8 （略）</p> <p data-bbox="270 982 379 1016">附 則</p> <p data-bbox="210 1024 394 1058">1) （略）</p> <p data-bbox="210 1066 1071 1100"><u>2) この実施要領は、令和 5 年●月●日から施行する。</u></p> <p data-bbox="172 1152 460 1186">別表 1 ～ 4 （略）</p>	<p data-bbox="1522 325 2748 405">公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学 中期目標期間の業務実績評価（期間評価）実施要領</p> <p data-bbox="1507 457 1676 491">第 1 趣旨</p> <p data-bbox="1567 499 2810 842">この要領は、<u>地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 7 8 条の 2 の規定及び当該規定に基づき定められた山陽小野田市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成 2 8 年規則第 5 号）に基づき</u>、山陽小野田市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「法人」という。）の中期目標期間の業務実績に関する評価（以下「期間評価」という。）を適切に行うため、「公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学業務実績の評価に対する基本的な考え方」を踏まえ、評価の実施に関して必要な事項を定めるものである。</p> <p data-bbox="1507 892 1795 926">第 2 ～ 第 8 （略）</p> <p data-bbox="1605 982 1715 1016">附 則</p> <p data-bbox="1546 1024 1730 1058">1) （略）</p> <p data-bbox="1507 1152 1795 1186">別表 1 ～ 4 （略）</p>